

公告 第17号
平成30年3月27日

被保険者各位

愛知県医療健康保険組合
理事長 井手 宏



規約変更について

愛知県医療健康保険組合の規約について以下の変更が、東海北陸厚生局長により認可されましたので、健康保険法施行令第3条第2項の規程に基づき公告いたします。

新旧条文対照表

新	旧
(議員の任期) 第7条 議員の任期は、 <u>3</u> 年とする。 以下 略 附 則 (施行期日) この規約は、平成30年6月15日から 施行する。	(議員の任期) 第7条 議員の任期は、 <u>2</u> 年とする。 以下 略

以上